写

令和８年１０月２１日

島根地方最低賃金審議会
会 長　　藤本　晴久　　殿

島根地方最低賃金審議会
島根県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会
部会長　　小田川　真一

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年９月１日島根地方最低賃金審議会において付託された島根県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議した結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
部会長　　小田川真一
部会長代理　　森山　卓三
藤本　晴久

労働者代表委員
黒目　敏行
田中　久義

使用者代表委員
林　昌治
松本　悠
森脇　建二

別紙

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域

島根県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　１８歳未満又は６５歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は整理の業務

ロ　手作業による運搬の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，１５３円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

法定どおり